

「在宅医療座談会」を開催しませんか

「住み慣れた自宅で療養したい」「できれば最期の日まで、家族と一緒に過ごさせてあげたい」…在宅医療は、そのような本人や家族の想いをかなえるために欠くことができません。

まだまだ知られていない医療や介護のことについて、専門職の話を親しいグループで一緒に聞いてみませんか。

内容 (コース) 下の表からご希望のコースを選んでください。

対象 高齢者ふれあいサロンや町内会等の活動や市民のグループ等 (5人以上から対応します。)

例えばこんな内容です。

町内会・自治会の研修会として1時間のコース

(専門職によるお話：医師による在宅医療の実際 (30分)
参加者と意見交換：質問タイム、感想など (30分))

費用 無料

詳しくはこちら▶



コース	主なテーマ	講師	コース	主なテーマ	講師
A	在宅における医療、かかりつけ医	医師	F	人生の最終段階の医療・ケア、あんしんノート (出雲市版 終活支援ノート) について	看護師、社会福祉士、市職員 等
B	在宅におけるお口の健康、かかりつけ歯科医	歯科医師、歯科衛生士	G	在宅における食事・栄養	管理栄養士、歯科衛生士 等
C	在宅での薬剤師の仕事、かかりつけ薬剤師	薬剤師	H	「認知症」のこと、認知症の人との接し方	医師、認知症地域支援推進員
D	訪問看護の対象・内容	訪問看護師	I	たすけあい活動、生活支援ボランティア	生活支援コーディネーター
E	介護保険制度の利用方法、ケアマネジャーの役割	ケアマネジャー	J	救急時の対応 (応急手当、救急車の使い方等)	救急救命士

申込み・おたずね / 医療介護連携課 TEL 21-6906 FAX 21-6749

教員が子どもたちと向き合う時間を持つための取組にご理解、ご協力をお願いします

市では、これまで、保護者や地域の皆さまとの連携によって、学校の働き方改革が進められています。

教員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うことができるよう、今後も学校の働き方改革を進めるため、「出雲市教職員多忙化解消プラン」を改訂しました。

子どもたちと向き合う時間を確保するため、今後も学校・教員の業務の適正化を進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。



- ・学校行事は、その教育目的を踏まえ、必要に応じ規模の縮小や時間短縮などを行う場合があります。
- ・部活動は、引き続き平日1日、週休日1日以上以上の休養日を設けます。
- ・学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内をお願いします。



出雲市教職員多忙化解消プランの目標 (抜粋)

1か月時間外在校等時間
45時間以下の教職員割合

現状
令和6年度 (2024)

75.9%



目標

早期に100%

おたずね / 教育政策課 TEL 21-6874



介護保険通信



65歳以上の人へ 令和8年度介護保険料(仮徴収額)をお知らせします

4月初旬から中旬にかけて仮徴収額の通知書を郵送しましたので、届き次第内容をご確認ください。

介護保険料の算定方法

介護保険料は、その年度の住民税課税状況や前年の所得等に基づいて決定しますが、課税状況等が確定するまでは、前年度の保険料所得段階等をもとに仮に算定した金額を、4月・6月・8月に納めていただきます(仮徴収)。

その後、確定した住民税課税状況等をもとに年間の保険料額を決定し、年額から仮徴収額を引いた残りの額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。本徴収額は7月にお知らせします。



特別徴収(年金天引)の場合の例 第4段階(年額67,600円)と算定された場合



※上の例で、普通徴収(納付書納付・口座振替)の場合、1・2・3期分は仮徴収額の3分の1ずつ(33,800円×3分の1=11,200円ずつ)となります。

所得段階区分	対象者			保険料率(×基準額)	保険料年額
	住民税課税状況		本人の前年所得等		
	本人	世帯員			
第1段階	生活保護の受給者			0.285	21,409円
	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者		
課税年金収入額 + その他の合計所得金額(※)			82.65万円以下	0.45	33,804円
			82.65万円超120万円以下		
			120万円超		
82.65万円以下			0.9	67,608円	
82.65万円超	基準額	75,120円			
第6段階	課税		-	120万円未満	1.2
第7段階		120万円以上190万円未満		1.3	97,656円
第8段階		190万円以上290万円未満		1.5	112,680円
第9段階		290万円以上400万円未満		1.7	127,704円
第10段階		400万円以上640万円未満		1.9	142,728円
第11段階		640万円以上700万円未満		2.2	165,264円
第12段階		700万円以上800万円未満		2.3	172,776円
第13段階	800万円以上	2.4	180,288円		

※第1～5段階の「その他の合計所得金額」に、給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除します。また、令和7年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となったため、令和8年4月から基準額が80.9万円から82.65万円に変更になります。
 ※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。
 ※年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。